



平成29年4月27日

各 位

会 社 名 NECネットエスアイ株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 和田 雅夫
(コード番号 1973 東証第一部)
問合せ先 執行役員 山本 徳男
(TEL 03-6699-7000)

定款の一部変更及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役候補者選任の件」を平成29年6月23日開催予定の第85期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更に関する件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任決議)</p> <p>第 27 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任決議)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 本会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3. 前項に定める補欠監査役の選任決議は、第 1 項の規定を準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(任 期) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>2. 第 27 条第 2 項により選任された補欠監査役が、監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (金曜日)

2. 補欠監査役候補者選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名 笠 浩久 (りゅう ひろひさ)

生年月日 昭和 39 年 8 月 4 日

経 歴 平成 6 年 4 月 弁護士登録 東京八丁堀法律事務所入所
平成 13 年 4 月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐(任期付職員)
平成 15 年 4 月 東京八丁堀法律事務所復帰
平成 16 年 4 月 東京八丁堀法律事務所パートナー (現任)
平成 25 年 6 月 イー・ギャランティ(株) 社外監査役 (現任)
平成 29 年 5 月 (株)レナウン 社外監査役 (就任予定)

(注)

1. 笠浩久氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 笠浩久氏は補欠の社外監査役候補者であります。

以 上